

茨城県知事管理量に係る「くろまぐろ」の採捕の停止命令の要件等に該当することの公表

茨城県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則第2条第1号（平成30年茨城県規則第95号）の規定により，次のとおり採捕の停止命令の要件等に該当することを公表する。

平成30年12月27日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 第1種特定海洋生物資源の種類
くろまぐろ小型魚（その重量が30キログラム未満のもの）
- 2 管理期間
平成30年7月1日～平成31年3月31日
- 3 漁業協同組合ごと及び採捕の種類ごとの数量を超えており，又は超えるおそれが著しく大きいと認められる漁業協同組合の漁獲枠に対する採捕の数量の割合

漁業協同組合	採捕の種類	漁獲枠 (kg)	採捕の数量 (kg)	割合 (%)
大津漁業協同組合	曳き釣り	2,969	2,788.1	93.9
川尻漁業協同組合	曳き釣り	1,756	1,570.9	89.5
久慈町漁業協同組合	定置網	662	603.6	91.2
	曳き釣り	1,063	909.7	85.6
久慈浜丸小漁業協同組合	曳き釣り	809	743.1	91.9
磯崎漁業協同組合	曳き釣り	1,042	995.9	95.6
那珂湊漁業協同組合	曳き釣り	1,209	1,318.8	109.1

4 3で示した漁業協同組合の停止命令の要件に該当した日

漁業協同組合	採捕停止命令の要件に該当した日
大津漁業協同組合	平成30年11月26日
川尻漁業協同組合	平成30年11月16日
久慈町漁業協同組合	平成30年10月20日
	平成30年11月17日
久慈浜丸小漁業協同組合	平成30年11月21日
磯崎漁業協同組合	平成30年11月27日
那珂湊漁業協同組合	平成30年11月30日